

香川県広域水道企業団職員の高速艇に係る通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年9月10日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第20号

香川県広域水道企業団職員の高速艇に係る通勤手当に関する規程

香川県広域水道企業団職員の高速艇に係る通勤手当に関する規程（令和6年香川県広域水道企業団企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別料金等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与規程附則第2項第2号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる<u>場合</u>の区分に応じて高速艇の利用回数を当該各号に定める当該高速艇の利用に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p><u>(1)</u> 給与規程附則第2項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。以下同じ。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。）又は700円</p> <p><u>(2)</u> 給与規程附則第2項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間（当該支給単位期間に係る第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券が高松港と土庄港との間の往路又は復路のいずれかを通用区間とするものに限る。）と重複する期間に限る。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券により利用した場合 <u>前号</u>の規定に準じて企業長の定めるところにより得られた額</p>	<p>(特別料金等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与規程附則第2項第2号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる<u>高速艇の利用</u>の区分に応じて<u>当該</u>高速艇の利用回数を当該各号に定める当該高速艇の利用に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p><u>(1) 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇（発着時刻が20時前であるものに限る。）の利用</u> <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア</u> 給与規程附則第2項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。以下同じ。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。<u>以下同じ。</u>）又は700円</p> <p><u>イ</u> 給与規程附則第2項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間（当該支給単位期間に係る第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券が高松港と土庄港との間の往路又は復路のいずれかを通用区間とするものに限る。）と重複する期間に限る。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券により利用した場合 <u>ア</u>の規定に準じて企業長の定めるところにより得られた額</p> <p><u>(2) 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇（発着時刻が20時以</u></p>

4 略

後であるものに限る。) を回数乗船券又は乗船券により利用した場合
それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額又は880円

4 略

様式第2号 (第4条関係)

高速艇利用実績票

香川県広域水道企業団企業長 殿
香川県広域水道企業団職員の高速艇に係る通勤手当に関する規程第4条の規定に基づき提出
します。

年 月 日受理

年月分 所 属		職 氏 名					
高速艇用定期券の利用期間		日から 日まで (出勤時・退勤時)					
高速艇の利用の有無 (利用した場合に○印を付すこと。)							
日	出 勤 時			退 勤 時			備考
	高松港・土庄港間の高速艇 A			高松港・土庄港間の高速艇 A			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

【記入上の注意】

- 1 月の途中で高速艇利用届を提出した場合はその日 (当該届をこれに係る事実の生じた日から15日以内に提出したときは、同日) から、月の途中で高速艇の利用を廃止した場合はその日の前日までの日について○印を付すこと。
- 2 高速艇回数券で乗船した場合は、「備考」欄に「回」と記入すること。
- 3 高速艇用定期券により高速艇を利用する場合は、「高速艇の利用の有無」欄には、記入しないこと。
- 4 「高速艇用定期券の利用期間」欄には、この月における高速艇用定期券の通用期間を記入し、当該定期券を出勤時に利用する場合には「出勤時」を、当該定期券を退勤時に利用する場合には「退勤時」を○で囲むこと。
- 5 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。
- 6 高速艇回数券の領収書、乗船券その他の高速艇の利用の事実を確認することができるものを添付すること。

利用回数	A			通勤手当の額	左記のとおり決定する。		
出勤時 (回)				円	決裁		
退勤時 (回)							

様式第2号 (第4条関係)

高速艇利用実績票

香川県広域水道企業団企業長 殿
香川県広域水道企業団職員の高速艇に係る通勤手当に関する規程第4条の規定に基づき提出
します。

年 月 日受理

年月分 所 属		職 氏 名					
高速艇用定期券の利用期間		日から 日まで (出勤時・退勤時)					
高速艇の利用の有無 (利用した場合に○印を付すこと。)							
日	出 勤 時			退 勤 時			備考
	高松港・土庄港間の高速艇 A	20時前発着 B	20時以後発着	高松港・土庄港間の高速艇 A	20時前発着 B	20時以後発着	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

【記入上の注意】

- 1 「20時前発着」とは発着時刻が20時前である高速艇をいい、「20時以後発着」とは発着時刻が20時以後である高速艇をいう。
- 2 月の途中で高速艇利用届を提出した場合はその日 (当該届をこれに係る事実の生じた日から15日以内に提出したときは、同日) から、月の途中で高速艇の利用を廃止した場合はその日の前日までの日について○印を付すこと。
- 3 高速艇回数券で乗船した場合は、「備考」欄に「回」と記入すること。
- 4 高速艇用定期券により高速艇を利用する場合は、「高速艇の利用の有無」欄には、記入しないこと。
- 5 「高速艇用定期券の利用期間」欄には、この月における高速艇用定期券の通用期間を記入し、当該定期券を出勤時に利用する場合には「出勤時」を、当該定期券を退勤時に利用する場合には「退勤時」を○で囲むこと。
- 6 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。
- 7 高速艇回数券の領収書、乗船券その他の高速艇の利用の事実を確認することができるものを添付すること。

利用回数	A	B		通勤手当の額	左記のとおり決定する。		
出勤時 (回)				円	決裁		
退勤時 (回)							

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第2号による用紙は、当分の間、使用することができる。